

佐賀県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年二月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

古賀 陽三	豆田 繁治	大河内 智	資金管理団体の指定の取消しの際の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐賀県議会議員	佐賀市議会議員	武雄市議会議員	大河内智 後援会	後援会	武雄市朝日町 大字中野六六 七九番地二	大河内 智	平成二二年一月二七日	平成二二年一月二六日
古賀陽三 後援会	はなみずき会	佐賀市長瀬町 七番一二号	古賀陽三 後援会	古賀陽三 後援会	佐賀市新郷本 町四八	古賀 陽三	平成二二年一月二三日	平成二二年一月二三日